

アルコール飲料規制委員会告示

件名 製造または輸入するアルコール飲料のラベルに関する原則、方法、条件
2024 年

2008 年アルコール飲料規制法の第 26 条の(1)の権限に基づき、アルコール飲料規制委員会が国家アルコール飲料政策委員会の承認を得て、以下の通り告示する。

第 1 条 本告示における用語の意味は以下の通りとする。

「パッケージ」とは、アルコール飲料の収納に用いる収納容器又は収納梱包材を指す。

「収納容器」とは、アルコール飲料の収納に用いるボトル、缶、ジャー又は他の形態の容器を指す。

「収納梱包材」とは、梱包、被覆又は他の方法のいずれかによるアルコール飲料の収納容器の包装に用いる資材を指す。

第 2 条 タイ王国内で販売するために製造又は輸入する収納容器としてのパッケージの容量は、1 収納容器当たり 0.175 リットル以上であること。

第 3 条 アルコール飲料のラベル上に警告文言を表示する場合、保健省告示、件名「収納容器入り食品のラベル表示」の順守義務を免除されるものとする。

第 4 条 アルコール飲料のパッケージ及びラベルに以下の警告文言を表示すること。

4.1 年齢満 20 歳未満の人に酒を販売してはならない。

4.2 飲酒は車両の運転能力を低下させる。

4.3 年齢満 20 歳未満の人は飲むべきでない。

第 1 段落に記す文言は、タイ語ではっきりと印字すること。その際、高さ 5 ミリメートル以上の太字の文字を用い、他の文言とは別の枠内に表示すること。枠及び文言の色は当該の文言を表示するパッケージ及びラベルの地の色と対照的な色にすることで、はっきりと読めるようにすること。

第 1 段落の内容は、商品見本用に、若しくは商売用でないタイ王国に輸入するアルコール飲料、又はタイ国が国連機関、国際法、国際条約若しくは協定に対して有する義務に基づく特権享受者若しくは外交的特権享受者のアルコール飲料、又は輸出用に製造又は輸入するアルコール飲料に適用されない。

ただし、第 1 段落に記すパッケージには、アルコール飲料の収納に用いる収納梱包材は含まれない。

第 4 条 本告示を官報掲載日の翌日より施行する。

2024 年 10 月 22 日署名

ソムサック・テープスティン

保健大臣

アルコール飲料規制委員長

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 11 月 22 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/49203.pdf>